

文化会館シャッター設備保守点検業務仕様書

1 対象

横須賀市文化会館
横須賀市深田台50番地

2 内容

上記施設内、シャッター設備の保守点検

3 点検等内容

(1) 外観

- ①点検口の状況
- ②降下位置障害 障害物の有無
- ③操作障害 押しボタンの位置
- ④警告表示・操作説明ラベル等 ラベルの有無、汚損

(2) 機能

- ①開閉機
油漏れ、腐食、異常音、過熱、固定ボルト
- ②ブレーキ
中間停止、異常音、過熱
- ③スプロケット・ローラチェーン
破損、摩耗、取付状態、錆、たるみ状態等
- ④巻取りシャフト・ブラケット
変形・損傷、取付部、ボルト・ピン、バランス状態
- ⑤スラット・吊元
変形、腐食、片寄り、手掛け、固定ボルトなど
- ⑥座版
変形、腐食、片下がり、ショックゴム
- ⑦ケース・まぐさ
変形、腐食、ねじ、たわみ
- ⑧ガイドレール
変形、腐食、接合部、消音樹脂、溝巾、倒れ
- ⑨制御盤
変形、接続端子
- ⑩リミットスイッチ

上限・下限停止位置

⑪押しボタンスイッチ

解放、閉鎖、停止動作

(3) 作動

①降下状況

障害物の有無

②巻上状況

上限位置

③降下速度

(4) 点検頻度 総合点検 年1回

4 その他

下記の事項に留意し、業務にあたること。

ア 点検に必要な資格を有する者に点検を行わせること。

イ 作業日を事前に調整し、作業にあたること。

ウ 作業の際に使用した施設・設備は原状回復すること。

エ シャッター設備に関する故障、異常については、速やかに報告を行うとともに、必要な処置を提示し、指示を求める。

オ 会館の入・退館時は必要な手続きをし、一般来館者の会館利用に支障が無いよう配慮すること。

カ 本業務に係る官庁への届出などについて、必要な対応を行うこと。

キ 本仕様書に特に定めのない業務については、協議の上決定する。

5 報告書の提出

点検業務実施の結果について、点検業務報告書にて速やかに報告するものとする。